

令和8年鉾田市農業委員会7月定例総会議事録

日 時	令和8年7月24日（金）午後2時0.0分																																																																																		
場 所	鉾田市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>箕輪 秀克</td><td>出</td><td>13番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>伊藤美智男</td><td>出</td><td>14番</td><td>草野 克信</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>荒野 信寿</td><td>出</td><td>15番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>16番</td><td>城田 俊男</td><td>欠</td></tr> <tr><td>5番</td><td>村上 勝信</td><td>出</td><td>17番</td><td>本沢 千代</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td><td>18番</td><td>永井 司</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>菅谷 卓司</td><td>出</td><td>19番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>関根 薫</td><td>出</td><td>20番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>21番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>山口 陽一</td><td>出</td><td>22番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>石田 一博</td><td>出</td><td>23番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>24番</td><td>小室 満</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	欠	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠																																																																														
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																														
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																														
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																														
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	欠																																																																														
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																														
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																														
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																														
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																														
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																														
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																														
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																														
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																														
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐兼係長 三島係長 田口主事																																																																																		
議 長	6番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	11番 石田 一博 12番 菅谷 幸子																																																																																		
書 記	日下部局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 5 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について																																																																																		

	報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第3条第1項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地法制限除外の届出について 報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
	(開 会)
事 務 局 長	定刻となりましたので、令和8年鉾田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。
会 長	先月、私たちの鹿島地区協議会で群馬県の邑楽郡明和町に研修に行きました。群馬県の明和町は、茨城県と埼玉県に近いところでございます。平たんな町でございますので、非常に農業が盛んでございます。やはり研修で、土地改良で生産額が2倍に増えたということで、そういうことが大々的にPRされていたので、研修に行ってきたわけでございます。ちょっと地元の新聞で紹介がありますから、皆様に一度報告します。 担い手の減少や高齢化などの課題が同地区で顕在化する中、国の農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、主体となる下江黒土地改良区が6年をかけて農地を整備した。事業費は4億2,700万円、通常土地改良区事業では、地権者負担となる分も含めて国が62.5%を支援しました。対象地は、県営農地中間管理機構、農地バンクが地権者86人から借り入れる24.2ヘクタール、同改良区や事務局となる町が地元地権者の合意形成と調整を担った。1区画10アール当たりだった水田を30アール当りに再編、畑に転換した区画は50アールほどに営農規模の拡大について農地の拡張、排水路の整備なども実施して、大型機械が導入できるようになったということで、明和町の農業委員会の会長が言うには、明和町、これから先も私たちはどことも合併しないで、町独自で容易にやっていけると思っている。そこには大手の企業も集まってきているので、野菜も消費するし、若者もどんどん今増えてきているようなことも聞きました。合併したら税金が高くなるから、合併しないでどんどんやるということで、田んぼに当たっては、10アール当たり2,500円から3,000円取るそうです、土地改良区で。だから、これは十分やっていけるということで、すごくいいところ

	で、私たちもこれからは単独でやって、合併はどこともしないというようなことを聞かされました。 その中で、農業委員会の委員の数でございますが、平成27年は19名、平成30年が10名、令和3年が4月からは11名でやっているそうでございます。事務局は、局長が1人、そのほか事務員、事務局2人体制で、兼務して3人体制でやっているような、そんな感じでございます。大分本当に農家には、農業に関して随分手を入れているような町だなと感じて、いい研修になったなということで感じてきました。 私たちもそういうことで、あまり見たところ耕作放棄地はそれほど目立ったところはなかったです。だから、やはり私たち鉾田市も耕作放棄地を少しでも減らしながら、皆さんで取り組んで、農業生産額が日本一ですっといられるように頑張っていければと思いますので、皆様に報告をいたします。 そういうことで、今日も一日、慎重審議のほうよろしく願いいたします。お疲れさまでございます。
事務局 長	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。
議 長	それでは、ただいまの出席委員は23名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議 長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。会議録署名人に、11番 石田一博 委員、

議 長	12番 菅谷幸子 委員の両名をご指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部局長補佐を指名いたします。 なお、16番、城田委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告をいたします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号12番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号12番までご説明いたします。申請件数につきましては12件、地目、田10筆、畑18筆、計28筆です。面積は6万5,017平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買10件、贈与2件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 荒野信寿委員	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。 3番、荒野です。申請番号1番についてご説明を申し上げます。譲受人、 さんと譲渡人、 さんは の間柄でございます。このたび、 さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。 さんは、米、サツマイモを中心とした農家であり、経営面積も

議 長 大貫修一委員	9. 6ヘクタールあり、後継者も一緒に取り組んでおります。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しております。取得後、耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 続きまして、番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。 4番、大貫です。2番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、もともと■■■■さんが経営しているハウスがあるのですけれども、そこを■■■■さんの所有の農地に■■■■さんが作っているということで、そういう間柄でございました。このたび、■■■■さんの■■■■■ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。この■■■■■さんという方がなぜ■■■■の地に農地を持っているかということではありますが、もともと■■■■の住民でありまして、■■■■のほうに■■■■に行きましたが、■■■■■ので、■■■■■受けたという話でありました。■■■■さんは、イチゴ主体でありまして、■■■■■は■■■■■をやっています。■■■■■ほどいて一生懸命働いている次第であります。■■■■■さんから■■■■■ハウスは、イチゴの種苗を作っているような感じです。経営規模も3万5,600平方メートルありまして、イチゴの増産をするために申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積、地域との調和要件においても支障はないと考えられますので、何ら問題ないと思われます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、3番なのですけれども、■■■■■さんが、もともとの畑は■■■■の■■■■の■■■■側の位置にありまして、畑も見えてきましたが、■■■■さんはメロンが主体の農家でありまして、そこにハウスを建ててメロンを作っている状態でありました。また、■■■■さんのメロンは大変おいしいようで、何か■■■■■を取ったとかという話を■■■■■で結構耳にします。■■■■■ぐらい労働者を雇っていて、メロン主体に2万3,700平方メートル、このくらい作ってちょうどいい感じかなと思っています。何ら問題ない案件と思われますので、よろしくご審議ください。ご清聴ありがとうございました。
--------------------------	--

議長 山口陽一委員	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。 10番、山口です。申請番号4番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄でございます。このたび、農業経営の安定を図るため、贈与が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、水稻、サツマイモなどの作付をしており、農業経験は■■■■以上、■■■■さんと一緒に農業を行っております。トラクターも1台所有しております。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 草野克信委員	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。 14番、草野です。5番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■です。このたび、■■■■さんが高齢になり申請地の管理ができなくなり、■■■■の■■■■さんに贈与することになったそうです。■■■■さんは、■■■■の面倒を見ながら家庭菜園を営み、水田は貸付けして小作として玄米を分けてもらっているそうです。権利移動に係る許可要件において何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 大貫修一委員	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。 6番について説明に入ります。この案件は、城田委員の案件であるため、代わって説明に入りたいと思います。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、■■■■さんが■■■■していましたが、今回■■■■さんより売買という話になり、経営規模拡大ということで円満にまとまりました。■■■■さんは、メロン、ミニトマトを中心とした農家です。面積も2.5ヘクタールあります。増産するために申請地を取得したいとのことです。農作業も常時300日以上従事しており、各要件についても支障はないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いします。 なお、■■■■さんの■■■■さんは、■■■■さんであるそうです。

議 長 山口正重委員	続きまして、番号7番、番号8番について地元委員の説明を求めます。 23番、山口です。申請番号7番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄でございます。このたび、■■■■さんが■■■■のため、■■■■さんに申請地を買ってほしいかと話があり、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、サツマイモを中心とした農家であり、このたび経営規模の拡大のため申請地を取得したいということでございます。また、後継者も熱心に取り組んでおります。 以上の理由から、譲受人は申請地を取得後も耕作の事業を行うと認められ、農地法第3条第2項の権利移動に係る権利要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほうお願いします。 続いて、申請番号8番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、葉物や米などを中心とした農家であり、研修生も使っており、経営規模拡大のため、申請地を取得したいということでございます。 以上の理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長 菅谷幸子委員	続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。 12番、菅谷です。9番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんとは、■■■■を介しての間柄であります。このたび、■■■■さんが経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、芋を中心とした農家であり、取得後も申請地に耕作すると思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 菅谷美尚委員	続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。 22番、菅谷です。10番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、以前より■■■■さんの農地を■■■■さんが借りて稲作をしていたとのことです。■■■■さんが農地を処分しようと作付していただいていた■■■■さんに話したところ、売買が円満にまとまったとのことです。■■■■さんは、稲作を中心に農業をしていて、買い取った農地でお米を作付するとのことで

議 長	す。■■■さんは■■■なのですけれども、■■■の地区なので、行き来は近い位置なので大丈夫だと思います。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議をお願いいたします。
井川栄委員	続きまして、番号１１番、番号１２番について地元委員の説明を求めます。 １５番、井川です。１１番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■の間で■■■を介しての申請で売買の契約がまとまったということであります。■■■さんは、以前からこの土地を借りてサツマイモを作っていました、このたび売買ということになったそうです。■■■さんは、サツマイモ専業の農家であります。問題のない案件でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 続きまして、１２番、譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、■■■で、■■■さんの経営規模拡大ということで、売買の契約が円満にまとまったということであります。■■■さんは、水稻とサツマイモを作っている農家であります。取得した土地にサツマイモを作りたいということであります。問題のない案件でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	番号１番から番号１２番について質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。
大貫修一委員	９番なのですけれども、■■■の土地を■■■の人が■■■のために畑をやりに行くのは大変だと思うのですけれども、これは大丈夫なのですか。■■■そこそこの畑のために遠いところへ行って大丈夫なのかなと思って、■■■くらいあるといいのだけれども。
菅谷幸子委員	一応耕作するというお話は聞いております。この人はサツマイモを中心にしております、乾燥芋を作っているのです。それで、乾燥芋を作る傍ら乾燥芋の苗などを作っているきちんとした農家なので、問題ないかと思われませんが。
大貫修一委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	そのほかございませんか。 どうぞ。

村上勝信委員	5番, 村上です。つまらない質問で申し訳ないのですけれども, ここにサツマイモの片仮名と平仮名, 漢字の芋とカンショがあるのですけれども, これは使い勝手が何かあるのですか。
事務局	すみません。今の質問なのですけれども, 一応申請人の方に記入してもらったような表現で記載させてもらっているようなところがあるので, そういうことで入れています。
議長	そのほかございませんでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号12番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番から番号12番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長	続きまして, 議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番, 申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積1, 110平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 共同住宅, 243.46平方メートル。事由, 申請地の周辺には住宅が建ち並び, 買物等の利便性がよく, 住環境が

議 長	よいため共同住宅を建設したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
石田一博委員	現況調査員の調査報告を求めます。 11番、石田です。1番について報告いたします。 去る7月15日に12番、菅谷委員、14番、草野委員、11番、石田と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される共同住宅として例外的に許可できるものであり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。 8番、関根です。1番について説明いたします。 場所は地図1ページ、左側中央を見ていただいて、 を^〇方面に向かって^〇交差点から500メートルぐらい進んだ後^〇側に曲がって、^〇地内にある^〇の交差点から舗装道路の方面に50メートルぐらい進んだ^〇手にあるところです。これは、 ^〇、^〇場所に申請するということで、入り口の進入路も隣にサツマイモ畑が植わっているのですが、日照不足とか、そういうことはないと考えております。 以上のことから、^〇さんはハウスも全盛期は2ヘクタール程度ぐらいやっていて、今は高齢化になって、少し面積を減らしながらも、共同住宅を建設したいという要望の話は伺っております。問題ないと思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することにご異議ございません

	んか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定をいたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、畑、面積390平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。転用施設、農業用倉庫、農業用資材置場、農機具置場、75.40平方メートル。事由、現在使用している農業用倉庫が手狭なため、自宅に隣接する申請地に農業用倉庫を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
石田一博委員	11番、石田です。2番について報告いたします。 場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用施設を整備し使用するため、例外的に許可できるものであり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	8番、関根です。2番について説明いたします。 地図1ページ、中央部分を見ていただいて、 XXXXXXXXXX 地内の XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX のある交差点を XXXX 側に曲がりまして、この XXXXXXXXXX から XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX に向かって2キロぐらい進んだところであります。 申請人の XXXXXXXXXX さんは、ミニトマト、ハウレンソウなどを XXXX XXXX などに出荷している方で、まだ年齢的にも若い方で、実際自分も現地を見まして、トラック、トラクター等は現状そこに野ざらしの状態、それを長くもたせるためにも、そういう倉庫を建てたいという話を伺っております。問題ないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定をいたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利 の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、売買。申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、畑、面積500平方メートル。譲受人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXX 。譲渡人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXX 。転用施設、自己住宅、155.27平方メートル。事由、現在、両親と同居しておりますが、手狭なため申請地を譲り受けて自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	12番、菅谷です。1番について報告いたします。

		地目、畑、面積751平方メートル。使用借人、 、。使用貸人、 、。転用施設、農業用倉庫、農業用資材置場、ポンプ小屋、266.47平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、経営規模拡大に伴い申請地に農業用倉庫を整備したい。また、農地法の許可を得ず、農業用資材置場及びポンプ小屋を整備して利用していたため是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
石田一博委員		11番、石田です。2番について報告いたします。 場所については、地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用施設を整備し使用するため、例外的に許可できるものであり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
箕輪秀克委員		1番、箕輪です。現況調査員さん、ご苦労さまでした。番号2番についてご説明いたします。 申請地は、地図2ページの右側です。場所は、 から 方面に1キロ弱 に行き、 折し、500メートルほど行ったところ。申請人、 さんと譲渡人の さんは、 の間柄でございます。このたび、 さんから申請地を譲り受けて農業用倉庫を整備したいとのことです。また、農地法の許可を得ず農業用資材置場及びポンプ小屋を整備して利用していたため、是正いたしたいとのことです。問題ない案件かと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。

	番号2番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定をいたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積370平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、89.37平方メートル。事由、現在、実家に暮らしているが、子供が生まれ手狭なため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	14番、草野です。3番について報告いたします。 場所は、地図3ページの左側です。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、住宅に囲まれた地域にある集団性の低い農地であるため許可できる状況で、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	21番、梶間です。3番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様ご苦労さまでした。場所は、地図3ページの左側を御覧ください。[REDACTED]を[REDACTED]方面へ向かい、[REDACTED]地区の信号を[REDACTED]折して200メートルぐらい進んだ[REDACTED]の手前の道を[REDACTED]折して50メートルぐらいの場所になります。譲渡人、[REDACTED]さん、譲受人、[REDACTED]さんは、[REDACTED]を介しての関係です。このたび、譲受人、[REDACTED]さんが申請地の前の実家に住んでおりましたが、手狭なため、譲り受けて自己住宅を建築したいとい

		うことで売買契約が円満にまとまったということでございます。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局 番号4番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX，地目、畑，面積1，903平方メートル。使用借人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。使用貸人，XXXXXX，XXXXXX。転用施設，農業用倉庫，184.29平方メートル。事由，農産物の生産，加工，販売業を営んでおり，経営規模拡大に伴い申請地に農業用倉庫を整備したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員		12番，菅谷です。4番について報告いたします。 場所については，地図3ページの右側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さんお願いいたします。 申請地は，集団的に存在する農地の位置にあるが，農業用施設を整備し使用するため，例外的に許可できるものであります。第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断いたしましたので，ご報告いたします。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	城田さん欠席のため、代わって説明いたします。 4番、大貫です。現況調査員さんにはご苦労さまでございました。 番号4番についてご説明いたします。
	申請地は、地図3ページの右側です。場所は、 の信号を■折し、■がありますから、そこを■折して200メートルぐらいのところですよ。申請人の■さんは、土地所有者である■さんが■であり、■さんは現在40ヘクタールの面積にて、サツマイモ、ゴボウの生産、加工、販売を行っています。農業後継者とパートさん8名と一緒に農業経営を頑張っているところであります。このたび、農業用倉庫を建築したいとのことで申請がありました。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号5番、権利、使用貸借。申請地、■、地目、畑、面積1、421平方メートル。使用借人、■、■。使用貸人、■、■。転用施設、農業用倉庫、305.79平方メートル。事由、農産物の生産、加工、販売業を営んでおり、農業経営規模拡大に伴い申請地に農業用倉庫を整備したい。また、農地法の許可を得ず農業用倉庫を整備して利用していたため是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、

議 長	始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
菅谷幸子委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 12番、菅谷です。5番について説明いたします。 この案件は、[REDACTED]，地元委員さんの説明もそのとおりであります。農地法の許可を得ず農業用倉庫を整備して利用していたため、5番に始末書が添付されています。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしました。よろしくお願いいたします。
大貫修一委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 城田さんに代わってご説明いたします。現況調査員さんにはご苦労さまでした。番号5番について説明いたします。 [REDACTED]ので、[REDACTED]いたします。[REDACTED]で、農業用倉庫を建築したいとのことですが、1棟は既に建築済みであり、始末書の案件でございます。許可要件等には問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。

		(議案第4号 農地改良協議に対する同意について)
議	長	続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、届出地、[REDACTED]、畑、1、235平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。事由、高低差解消、期間は令和9年1月31日までとなっております。以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員		14番、草野です。1番について報告いたします。 場所は、地図4ページの左側です。詳細は、地元委員さんお願いします。 申請地は、自己所有地の一部分が約50センチほど低いため、土を入れて高低差解消を図る状況でした。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
齊藤新一委員		19番、齊藤です。現地調査の皆様、ご苦労さまでした。申請番号1番についてご説明いたします。 場所は、地図4ページの左側です。[REDACTED]より[REDACTED]を[REDACTED]し、[REDACTED]を過ぎてから1キロぐらいの[REDACTED]側に[REDACTED]さんがあります。その脇の道を[REDACTED]折して1キロぐらい入った[REDACTED]側が現地です。畑が周りの土地より低いため、山砂を入れて高低差を解消したいとのことです。後でコマツナ栽培をする予定だそうです。問題のない土地改良だと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することにご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
	(議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)
議 長	続きまして、議案第5号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番、番号2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番、土地の表示、XXXXXXXXXX、畑、1、804平方メートル。番号2番、土地の表示、XXXXXXXXXX、畑、1、801平方メートル。願出人はいずれも、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。公売の案件になりまして、入札日・開札日ともに、令和8年7月30日となっております。 以上でございます。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	13番、海老原です。番号1番、2番についてご説明いたします。 XXXXさんは、菊栽培とサツマイモを中心とした農家でございます。経営面積も3.7ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。菊を増産するため、申請地を取得したいということでございます。買受適格証明書の発行については問題ないと思われま

		ので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号1番、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番、番号2番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番、番号2番については申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。
議	長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号3番、土地の表示、[REDACTED]、畑、5、350平方メートル。願出人、[REDACTED]、[REDACTED]。 公売の案件になりまして、入札日・開札日ともに、令和8年7月30日となっております。 以上でございます。
議	長	それでは、番号3番について地元委員の説明を求めます。
箕輪秀克委員		1番、箕輪です。申請番号3番について説明いたします。 [REDACTED]さんは、水稻、カンショ、コマツナ等を耕作しており、経営面積6万1,000平方メートルほど、熱心に取り組んでおります。[REDACTED]さんは[REDACTED]に住んでいますが、[REDACTED]地内に作業場等を構えています。先日16日に事務局とともに現地確認をし、トラクター、トラック等を確認いたしました。つきましては、買受適格証明書の交付について問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議	長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することにご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議ないものと認め、番号3番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することにいたします。
	(議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請件数につきましては53件、筆数は101筆で、合計面積は11万7,134平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和8年7月24日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 番、 委員、 番、 委員の退席を求めます。 (番 委員、 番 委員退席 午後3時05分)

議	長	それでは、これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	それでは、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定 については、原案どおり決定することでご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。
議	長	■番、■■■■委員、■番、■■■■委員の入場を認めます。 (■番 ■■■■ 委員、■番 ■■■■ 委員入場 午後3時06分) (報告第1号 農地法第18条第6項の規定に よる通知について)
議	長	それでは、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通 知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事	務	2件の届出がございました。5筆で、面積は8,344平方メー トル。合意解約となっております。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定 による農地等の権利移動届出について)

議 長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	3件の届出がございました。51筆で、面積は5万5,028平方メートルでございます。内容は、相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)	
議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。1筆で、地目、畑、面積6,092平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和8年6月11日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。
(報告第4号 農地法制限除外の届出について)	
議 長	報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。番号1番、届出地、XXXXXXXXXX，地目、畑、面積310平方メートル。届出

	者、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]。転用施設は、工事用地となっております。 以上でございます。 (報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について) 議長 報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 事務局 法務局より4件の照会がございました。 番号1番、地目、畑から原野並びに山林への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和8年6月15日付で会長専決処分により回答いたしました。 番号2番、地目、畑から山林への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和8年6月25日付で会長専決処分により回答いたしました。 番号3番、地目、畑から原野への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和8年6月30日付で会長専決処分により回答いたしました。 番号4番、地目、畑から雑種地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和8年6月30日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。 議長 以上で、議案の審議及び報告を終わります。 議長 続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。
--	--

大貫修一委員	最後のやつで会長専決処分4件ありますけれども、これは農業委員も現地確認をしたのですか。
事務局	農業委員3名を連れて現地確認しました。
大貫修一委員	何日に行ったのですか。
事務局	日にちですか。日にちは、この議案のほうの備考欄に書いてあります、下の欄なのですけれども、会長専決処分の下、それぞれ日にちが書いてあると思うのですけれども、そちらです。現地調査日がこの日付です。
大貫修一委員	6月15日、25日。
事務局	そうです。
大貫修一委員	地元委員さんと一緒に歩く。
事務局	地元委員とプラス近隣の農業委員さん2名選んで、3人で行っています。
議長	そのほかどうでしょうか。
	(発言なし)
議長	ないようなので、以上をもちまして議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 鉾田市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。本日はご苦労さまでございます。 午後3時13分 閉 会 署 名 人 議長(会長) _____ 11番委員 _____

	<u>12番 委員</u>
--	---------------

